

全国健康保険協会職員退職手当規程

(総則)

第1条 全国健康保険協会（以下「協会」という。）の職員（全国健康保険協会職員就業規則（平成20年規程第4号。以下「職員就業規則」という。）第2条に規定する職員をいう。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内にその者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合、第5条に規定する退職手当の一時差止めを行う場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

2 退職手当は、法令及び労使協定による書面での定めに基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(退職手当の支給制限)

第3条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退職手当を支給しない。

(1) 勤続1年未満で退職した場合

(2) 職員就業規則第40条第2項第2号の規定に基づき、禁錮以上の刑に処せられたことにより解雇された場合

(3) 職員就業規則第53条の規定に基づき、懲戒解雇により解雇された場合

2 職員就業規則第53条の規定に基づき、諭旨解雇により退職した場合は、退職手当の2分の1を限度として支払わないことができる。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第4条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の基礎となる期間をいう。次条及び第6条において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第5条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が次の各号のいずれかに該当する場合、退職手当の支給を一時差止めすることができる。

(1) その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴をされその判

決が確定していない場合、その者が逮捕された場合、又はその者から聴取した事項等に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。

(2) その者の在職期間中の行為に関して、懲戒解雇又は諭旨解雇に相当すると思料するに至ったとき。

2 理事長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消すものとする。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職手当の返納)

第6条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る懲戒解雇を受ける理由に相当する事実が明らかになったとき、又は刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長はその支給した退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(退職手当の額)

第7条 退職手当の額は、勤続期間を通じて、別表1に定める毎年の等級に係る基礎ポイントに別表2に定める当該年の勤務年数に係る支給割合を乗じて得た合計ポイントに、別表3に定める退職事由別係数及び別表4に定めるポイント単価を乗じて得た額とする。

2 前項の計算において、一の年に2以上の等級にあった者の基礎ポイントは、在級した各等級について基礎ポイントに在級月数を乗じ12で除した値の和を小数第1位で四捨五入したポイントとする。

3 定年に達する日から6箇月前までに勸奨、業務上の傷病又は死亡、整理により退職した者であって、その勤続年数が25年以上あり、かつ、その年齢が定年から10年を減じた年齢以上である者については、前2項による退職手当の額に、その額から国家公務員退職手当法に基づく調整額に相当する部分として別に定める額を控除した額（以下「調整後退職手当額」という。）に、その者にかかる定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年（1年未満端数は1年に切り上げる）につき100分の2を乗じた額を加算する。

- 4 20年以上の期間を勤続して別表3の第2号事由以外によって退職した者については、調整後退職手当額（前項の規定が適用される者にあつては、その加算後の額）に100分の4を乗じた額を加算する。
- 5 別表3における「傷病」は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合又は職員就業規則第8条第1項第1号の休職の限度期間が満了してもなお復職できない状態にある場合をいうものとする。

（勤続期間の計算）

- 第8条** 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間によるものとし、その期間は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。ただし、その期間が35年を超えるときは、職員となった日の属する月から35年に達する日の属する月までとする。
- 2 前項の在職期間には、休職及び停職の期間は含めず、育児休業の期間が1箇月以上あるときはその月数の2分の1に相当する月数（子が1歳に達した日の属する月までの育児休業の期間については3分の1に相当する月数）を除算する。ただし、除算すべき月数に1箇月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
 - 3 退職手当の計算において、12箇月に満たない期間について計算する必要がある場合は、基礎ポイントにその月数を乗じ12で除し小数第1位で四捨五入したポイントを使用する。

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

- 第9条** 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国等に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるために退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて協会の職員となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、この規程による退職手当は、支給しない。
 - 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員を引き続いた在職期間に算入するものとする。
 - 5 国家公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(遺族の範囲及び支給順位)

第10条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届け出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員と親等の近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を死亡させた者

(遺族の受給資格証明)

第12条 第2条第1項に規定する遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第15条第3項の規定に基づき協会の職員として採用された者については、平成20年9月30日に定年により退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号。以下「退職手当法」という。）に基づき支給されるべき退職手当（勤続20年以上の長期勤続者につ

いての、退職手当法附則第 21 項から第 23 項まで及び国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項から第 7 項までによる基本額の調整の適用、並びに退職手当法第 5 条の 3 に基づく基本額の特例の適用を除く。）を別表 4 に定めるポイント単価で除したポイントを第 7 条に基づき計算される協会の職員としての在職期間に係るポイントに合算したポイントを総ポイントとみなして退職手当を支給するものとする。この場合において、別表 2 に定める勤続年数別支給割合の適用に当たっては、退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなす。

- 3 前項の規定が適用される職員が、平成 25 年 9 月 30 日までの間に退職する場合は、退職手当法を準用して退職手当の額を算定し、その額を支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定に基づき協会の職員として採用された者については、平成 21 年 12 月 31 日に定年により退職した場合に国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号。以下「退職手当法」という。）に基づき支給されるべき退職手当（勤続 20 年以上の長期勤続者についての、退職手当法附則第 21 項から第 23 項まで及び国家公務員等退職手当法等の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項から第 7 項までによる基本額の調整の適用、並びに退職手当法第 5 条の 3 に基づく基本額の特例の適用を除く。）を別表 4 に定めるポイント単価で除したポイントを第 7 条に基づき計算される協会の職員としての在職期間に係るポイントに合算したポイントを総ポイントとみなして退職手当を支給するものとする。この場合において、別表 2 に定める勤続年数別支給割合の適用に当たっては、退職手当法第 2 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなす。
- 3 前項の規定が適用される職員が、平成 26 年 12 月 31 日までの間に退職する場合は、退職手当法を準用して退職手当の額を算定し、その額を支給するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 平成 20 年 10 月 1 日施行の附則第 3 項及び平成 22 年 1 月 1 日施行の附則第 3 項に規定する退職手当法の準用については、平成 25 年 3 月 31 日までに退職する職員にあっては、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号。以下「改正法」という。）による改正前の退職手当法を準用し、平成 25 年 4 月 1 日以降に退職する職員にあっては、改正後の退職手当法（以下「新退職手当法」という。）を準用する。
- 3 前項における新退職手当法の準用に当たっては、同法附則第 21 項並びに国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 30 号）附則第 5 項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成 17 年法律 115 号）附則第 3 条中「百分の八十七」とあるのは「百分の八十八・一九」と、「百四分の八十七」とあるのは「百四分

の八十八・一九」とし、改正法附則第2条から第4条中「百分の九十八」とあるのは「百分の九十九・三四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の九十三・二六」と、「百四分の九十八」とあるのは「百四分の九十九・三四」と、「百四分の九十二」とあるのは「百四分の九十三・二六」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年1月21日から施行する。
- 2 改正後の第8条第2項の規定は、施行日前の在職期間についても適用する。
- 3 この改正の施行日に現に全国健康保険協会職員就業規則第2条第2項に規定する特定職員であって支部長に任命されている職員である者の退職手当の算定のための基礎ポイントは、別表1の改正に関わらず、平成29年9月30日までの間、なお従前の例による。

別表1（第7条第1項関係）等級別基礎ポイント表

等級	基礎ポイント
1級	195
2級	295
3級	450
4級	515
5級	540
6級	700
7級	760
8級	820
上記の等級に関わらず、職員就業規則第2条第2項に規定する特定職員であって支部長に任命されている職員	690

別表2（第7条第1項関係）勤続年数別支給割合表

勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合	勤続年数	支給割合
1年目	1.250	13年目	1.375	25年目	2.000
2年目	1.250	14年目	1.375	26年目	1.800
3年目	1.250	15年目	1.375	27年目	1.800
4年目	1.250	16年目	2.000	28年目	1.800
5年目	1.250	17年目	2.000	29年目	1.800
6年目	1.250	18年目	2.000	30年目	1.800
7年目	1.250	19年目	2.000	31年目	1.800
8年目	1.250	20年目	2.000	32年目	1.800
9年目	1.250	21年目	2.000	33年目	1.800
10年目	1.250	22年目	2.000	34年目	1.800
11年目	1.375	23年目	2.000	35年目	1.050
12年目	1.375	24年目	2.000		

別表3 (第7条第1項関係) 勤続年数別退職事由別係数表

勤続年数	1号事由	2号事由	3号事由	4号事由
1	0.80	0.48	0.80	1.20
2	0.80	0.48	0.80	1.20
3	0.80	0.48	0.80	1.20
4	0.80	0.48	0.80	1.20
5	0.80	0.48	0.80	1.20
6	0.80	0.48	0.80	1.20
7	0.80	0.48	0.80	1.20
8	0.80	0.48	0.80	1.20
9	0.80	0.48	0.80	1.20
10	0.80	0.48	0.80	1.20
11	1.00	0.64	0.80	1.20
12	1.00	0.64	0.80	1.20
13	1.00	0.64	0.80	1.20
14	1.00	0.64	0.80	1.20
15	1.00	0.64	0.80	1.20
16	1.00	0.73	0.80	1.11
17	1.00	0.73	0.80	1.11
18	1.00	0.73	0.80	1.11
19	1.00	0.73	0.80	1.11
20	1.00	0.73	0.80	1.11
21	1.00	0.83	0.83	1.03
22	1.00	0.83	0.83	1.03
23	1.00	0.83	0.83	1.03
24	1.00	0.83	0.83	1.03
25	1.00	0.83	0.83	1.03
26	1.00	0.84	0.84	1.00
27	1.00	0.84	0.84	1.00
28	1.00	0.84	0.84	1.00
29	1.00	0.84	0.84	1.00
30	1.00	0.84	0.84	1.00
31	1.00	0.84	0.84	1.00
32	1.00	0.84	0.84	1.00
33	1.00	0.84	0.84	1.00
34	1.00	0.84	0.84	1.00
35	1.00	0.84	0.84	1.00

- (注) 1号事由 定年、雇用契約期間満了、勸奨、死亡（業務に起因する死亡を除く。）、通勤による傷病による退職
 2号事由 自己都合（傷病によるものを除く。）による退職
 3号事由 傷病（通勤による傷病及び業務上の傷病を除く。）による退職
 4号事由 整理退職、業務上の傷病、業務に起因する死亡による退職

別表4 (第7条第1項関係) ポイント単価

ポイント単価	1,000円
--------	--------